

第一牧志公設市場（新市場）への移転に伴う広報事業業務委託仕様書

1 業務名称

第一牧志公設市場（新市場）への移転に伴う広報事業業務委託

2 業務目的

第一牧志公設市場の新市場への移転に伴い、市民・県民や観光客などに対し、公設市場の移転周知を図り、新市場への誘客力を高めることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和5年3月20日まで

4 移転スケジュール（予定）

令和4年12月末：新市場建設工事完了

令和5年3月中旬：新市場供用開始

5 業務内容

(1) 公設市場移転の広報業務

① 仮設市場内、仮設市場敷地内及び新市場敷地内での広報

(例：懸垂幕、横断幕、立て看板等)

② 中心商店街への広報用ポスター及びチラシの制作

規格：ポスター（B2片面カラー版）・チラシ（A4両面カラー版）

言語：日本語を指定要件とし多言語については任意

部数：ポスター（100枚以上）・チラシ（5,000枚以上）

※多言語を含む場合の部数割合は市と協議し決定

その他：QR（市場ホームページへのリンク用）の掲載

③ 市民・県民や観光客への広報効果が期待される場所での広報

(例：モノレール車両内、道の駅、県内商業施設等に設置のデジタルサイネージ等)

④ SNSを活用した広報

(例：Facebook、Instagram等)

【上記①～④の広報内容】

・ 仮設市場の閉場日、引越し期間及び新市場の供用開始日（移転日）

【上記①～④の広報時期】

・ 仮設市場閉場の1カ月前（令和5年2月上旬予定）

(2) 新市場のPRポスター及びチラシの制作及び配布

規格：ポスター（B2片面カラー版）・チラシ（A4両面カラー版）

言語：ポスター（日本語を指定要件とし多言語については任意）

チラシ（日本語・英語・韓国語・中国語（繁体字）・中国語（簡体字））

部数：ポスター（200枚以上）

※多言語を含む場合の部数割合は市と協議し決定

チラシ（日本語 12,000 枚以上・多言語 各 2,000 枚以上）

掲載内容：フロアマップ、新市場の供用開始日（移転日）及び地図（ルート）、
QRコード（市場ホームページへのリンク用）

配布先：市民・県民や観光客への広報効果が期待される施設等

（例：那覇市在の観光ホテル、レンタカー会社、モノレール駅、道の駅等）

配布時期：新市場供用開始の2週間前（令和5年3月上旬予定）

（3）新市場供用開始の新聞協賛広告掲載企画

①掲載日：新市場供用開始日（令和5年3月下旬）

②掲載媒体：「琉球新報」及び「沖縄タイムス」の2新聞紙

③規格及び広告内容：

ア 広告はカラーとし、広告サイズは、紙面30段（見開き2ページ）

イ 新市場の供用開始を市民・県民へ広く周知できる内容

ウ 食の魅力発信拠点施設にふさわしい内容

エ 供用開始日・市長及び議長の挨拶枠（文面は市より提供）

④新聞社へ支払う広告料や広告協賛に係る企画、募集及び受付などの業務にかかる全ての費用は、受託業者が協賛金を募って実施すること。

※広告サイズについては、協賛金の応募状況に応じて、市と協議の上、縮小することが出来る。

6 独自提案

専門的な立場から、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は、積極的に提案すること。

7 成果品

（1）報告書：A4版（カラー・ドッチファイル）1部

（2）本業務に関する電子データ

8 検収

受注者は、業務完了後速やかに業務完了報告を書面で行うこと。市は、納入日から速やかに納品物の検査を行い、その結果不備が認められた場合には、受注者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納入すること。また、市は再度納入された成果物の検査を速やかに行うこと。

9 その他の留意点

（1）プライバシー保護およびデータ保護

那覇市個人情報保護条例に則り、個人情報、秘密と指定した事項および業務の履行に際し知り得た情報を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。そのほか、本業務の遂行における個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いを定める特約」に定めるとおりとする。

(2) 著作権

作成される成果物の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

ア 本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、市に帰属するものとする。但し、成果物に受注者又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物の改変を含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。

イ 業務の成果品等に、受注者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受注者に留保されるが、市は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを利用できるものとする。

ウ 受注者は、市に対し、著作権人格権を行使しないものとする。

エ 受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保障し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責任と費用により適切に処理すること。

(3) 資料の提出及び説明等の協力について

本業務は沖縄振興特別推進交付金を活用するものであり、補助金の適正な執行を確認するため、本成果品以外にも、必要に応じて資料の作成やエビデンスを求める場合があり、その際は求めに応じ積極的に協力する。

(4) 帳簿等の整備及び保存等について

当該事業に係る経理を明らかにした帳簿、その他の支出の事実を証明する書類を整備し、当該事業の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存する。

(5) 契約不適合責任

本業務に係る成果物に関して、契約内容に適合しないことが発見されたときは、受注者の費用により修復等の措置を講ずること。

(6) 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受注者は市と協議を行うこと。

以上